

3 2 看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱

【健康福祉局保健医療政策部災害保健医療対策課】

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人川崎市看護協会（以下「看護協会」という。）に補助金を交付することによって、川崎市地域防災計画及び「川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定」に基づく災害時の医療救護の充実強化を図ることを目的とする。

(補助の対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、看護協会が行う災害時の医療救護活動に資するための事業（以下「補助事業」という。）に係る経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費と予算の範囲内で別途定める額とを比較して、いずれか低い額とする。

(交付の申請)

第4条 看護協会は、補助金の交付を受けようとするときには、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長あて申請しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めた場合に、補助金の交付決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第2号様式）により看護協会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(変更の承認等)

第6条 看護協会は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は交付申請書の記載事項を変更するとき。ただし、変更の内容が軽微な事項であると市長が認めたときは、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 看護協会は、補助事業の完了後30日以内に、看護協会災害時医療救護活動事業 実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、看護協会が補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(返還)

第9条 市長は、看護協会が次の各号のいずれかに該当し、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 第6条第2号に規定する補助事業の中止又は廃止を届け出たとき。

(2) 第8条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備)

第10条 看護協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成28年12月9日から施行する。

第1～3号様式 省略